

## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」を改正することを勧告する。

### 第1 医師等の給与改定のための「一般職の職員の給与に関する条例」の改正

初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を414,300円とすること。

### 第2 給与制度の見直しのための「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

#### 1 扶養手当

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、一般職の職員の給与に関する条例第9条第5項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例第11条第5項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が9級であるもの及び同表

以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

## 2 通勤手当

- (1) 交通機関等利用者については、1箇月当たりの運賃等相当額の全額支給の限度額を70,000円とすること。
- (2) 自動車等使用者に対する加算の限度額を月額52,500円とすること。
- (3) 交通機関等と自動車等を併用する者については、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等使用額の合計額の全額支給の限度額を70,000円とすること。

## 第3 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、第1については平成29年4月1日から実施すること。

### 2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,500円」とし、第2の1の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円（子以外の扶養親族がない場合に限る。）とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (3) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

